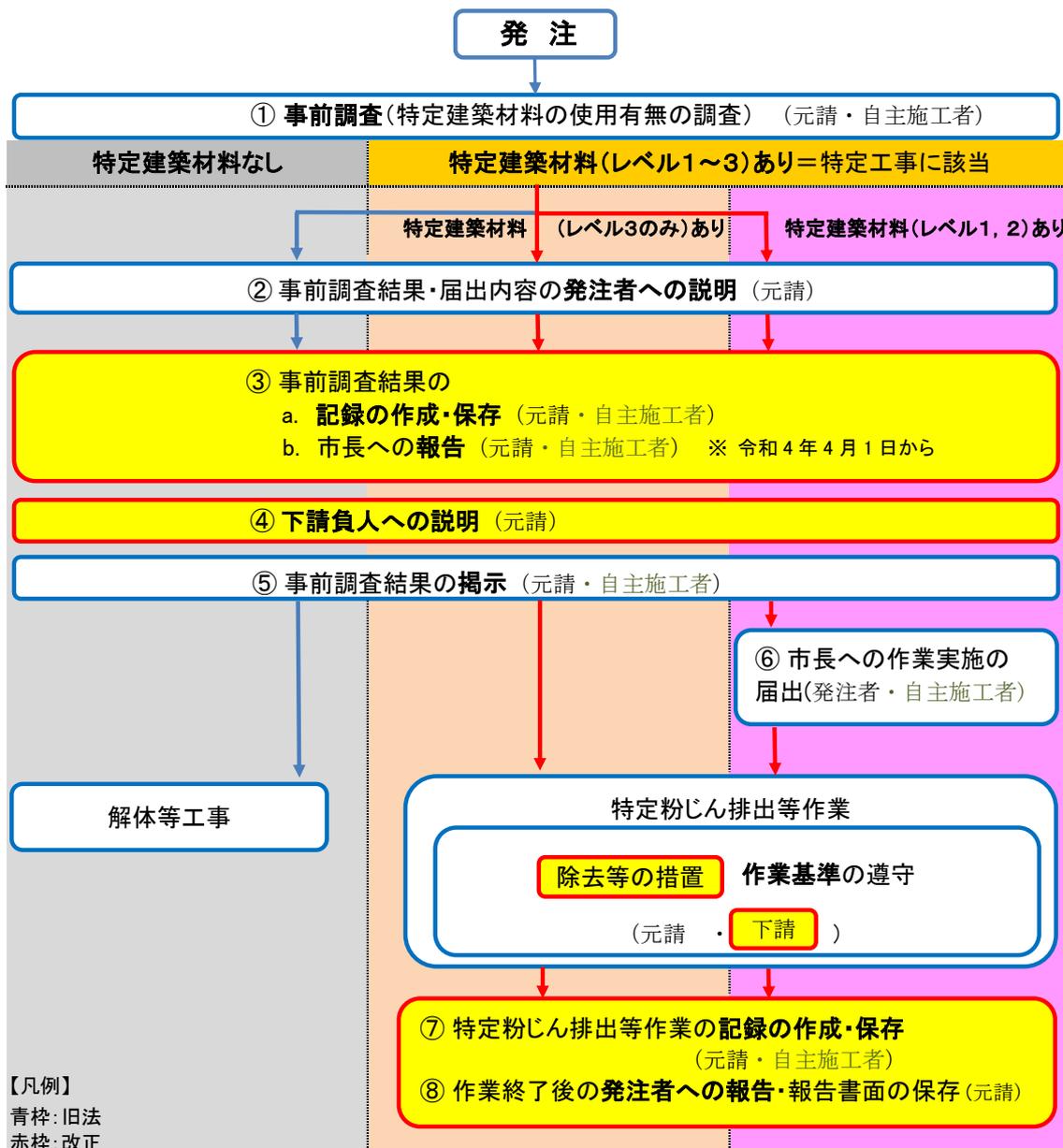


よくある質問(その2)

1 法改正により、解体等工事はどのような流れで進めていくことになるのか

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の改正大気汚染防止法（以下「法改正」という。）施行後の流れについて、環境省の資料をもとに整理してみました。



出典：令和3年1月 環境省説明動画用資料（一部編集）

図1 法改正後の解体等工事の流れ

2 作業基準で規定されている作業計画を作成するに当たって、記載する事項を教えてください

作業計画に記載する事項は、**特定粉じん排出等作業実施の届出事項**と同一です。また、作業計画の様式は、現在のところ任意となります。

表1 作業計画の記載事項（規則第16条の4第1号）

①	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②	特定工事の場所
③	特定粉じん排出等作業の種類
④	特定粉じん排出等作業の実施の期間
⑤	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
⑥	特定粉じん排出等作業の方法
⑦	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要（構造、階数、延べ面積等）、配置図及び付近の状況
⑧	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
⑨	特定工事の元請業者（又は自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所
⑩	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 作業方法等を掲示する際、様式等の指定はあるのか

作業方法等の掲示については、現在のところ、法等で規定された様式等はありませんが、公衆に見やすいよう十分配慮した文字の大きさとして下さい。

掲示板の大きさ及び掲示内容は、表2のとおりです。

表2 作業方法等の掲示（規則第16条の4第2号）

掲示板の大きさ	長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
掲示内容	① 特定工事の発注者及び元請業者（又は自主施工者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	② 特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先
	③ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	④ 特定粉じん排出等作業の方法 ※特定粉じん排出等作業実施届出書別紙参照
	⑤ 特定工事の元請業者（又は自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所

4 事前調査結果の記録と掲示の内容を教えてください

(1) 事前調査結果の記録事項は、表3のとおりです。

表3 事前調査結果の記録事項（規則第16条の8第1項）

① 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 解体等工事の場所
③ 解体等工事の名称及び概要
④ 事前調査を終了した年月日
⑤ 事前調査の方法
⑥ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 工事年代によっては正確な年月日までは把握できない場合も想定されるため、平成18年9月1日以降の建築物等かどうかであることを確認できる程度の記載があればよいです。（※注 建材の石綿含有を判断する方法として、建材のメーカー名や製品名、製造年等の把握は有効です。）
⑦ 解体等工事に係る建築物等の概要 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の建築物等の構造、階数、延べ面積等
⑧ 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
⑨ 特定建築材料の有無の目視による調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名
⑩ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（解体等工事の自主施工者である個人が建築物を改造又は補修する作業であって、解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠
⑪ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行い、解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠

(2) 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行ったときは、事前調査結果の記録とともに、事前調査を行った資格者を証明する書類の写しを保存して下さい。

(3) 解体等工事の元請業者は、作成した事前調査結果の記録の写しを、当該工事が終了した日から3年間保存して下さい。

(4) 事前調査結果の掲示については、現在のところ、法等で規定された様式等はありません。

んが、公衆に見やすいよう十分配慮した文字の大きさとして下さい。

掲示板の大きさ及び掲示内容は、表4のとおりです。

表4 事前調査結果の掲示（則第16条の9，第16条の10）

掲示板の大きさ	長さ42.0cm以上，幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
掲示内容	① 事前調査の結果〔→ 特定工事 に該当するか否か及びその根拠〕
	② 解体等工事の元請業者（又は自主施工者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	③ 事前調査の終了年月日
	④ 事前調査の方法〔→ 書面による調査，目視書面による調査，分析書面による調査／調査士等の調査〕
	⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における 特定建築材料の種類

※ 3の作業実施の掲示と合わせて、1枚に集約することができます。

5 作業結果の報告等は、どのようにまとめるのか

(1) 発注者への報告事項は、表5のとおりです。

表5 発注者への報告事項（則第16条の15）

① 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
② 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 作業基準を遵守して特定粉じん排出等作業を完了したか否か ▶ 事前説明と異なる対応を行った場合や異常が発生した場合はその内容等 ▶ 必要に応じて作業の実施状況を確認できる写真等
③ 特定建築材料の除去，囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）の完了後に除去等が完了したことの確認を行った者の氏名，及び当該者が <u>当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者</u> ※に該当することを明らかにする事項（▶講習実施機関の名称）

※ 調査者等及び当該特定工事に係る石綿作業主任者

(2) 発注者への報告は遅滞なく書面で行い，その書面は3年間保存して下さい。

(3) 元請業者が記録する事項は，表6のとおりです。この記録は3年間保存して下さい。

表6 元請業者が記録する事項（則第16条の15第2項，則第16条の16）

①	特定工事の元請業者（又は自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所
②	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
③	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名
④	特定工事の場所
⑤	特定粉じん排出等作業の種類
⑥	特定粉じん排出等作業を実施した期間
⑦	<p>特定粉じん排出等作業の実施状況</p> <p>イ 除去等の完了後に確認をした年月日，<u>確認の結果</u>（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては，その内容を含む。）及び<u>確認を行った者の氏名</u></p> <p>ロ (イ)特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業，並びに(ロ)特定建築材料が使用されている建築物等を改造し，又は補修する作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業を行ったときは， 集じん・排気装置の正常な稼働，負圧の状況，除去等の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないこと<u>の確認をした年月日，確認の方法，確認の結果</u>（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては，その内容を含む。）及び<u>確認を行った者の氏名</u></p> <p>※ 作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう，写真，動画等を使用して記録を作成して下さい。</p> <p>ハ 作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は，当該変更の内容</p>
⑧	表5の①～③の事項
⑨	<u>当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類</u> （▶ 講習修了証の写し）

6 石綿含有建材が増えると解体に伴う廃棄物処分費が割高になり，解体業者は困惑している。

これまででも，石綿含有建材など解体等工事から排出される廃棄物については，特別管理産業廃棄物に該当する飛散性石綿含有廃棄物（廃石綿等）と通常の産業廃棄物として取り扱われる非飛散性石綿含有廃棄物（石綿含有産業廃棄物）に分類されていました。

今回の法改正により，法律の規制対象が全ての石綿含有建材に拡大され，また，有資格者

が事前調査を行うことで、石綿含有建材はよりの確に分類されることとなります。

一般に、埋立処分料金は、「石綿含有産業廃棄物」＜「廃石綿等」であることから、工事現場の石綿含有建材の全てを「廃石綿等」とせず、事前調査の結果等に基づき、その一部を「石綿含有産業廃棄物」として分別することで処分料金等を抑えることも可能となります。

また、分析等の詳細な事前調査を行わずに「みなし」で工事を進めることは、場合によっては費用割高の一因にもなりますので注意して下さい。